

---

## QA12 区域の運用について教えてください。

---

区域見直しによって再編される新たな避難指示区域（「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」）においては、線量に応じて行える活動の範囲が異なり、帰還できる環境整備を段階的に進めていきます。

### 1. 避難指示解除準備区域（年間 20 ミリシーベルト以下）

除染、インフラ復旧、雇用対策等復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の皆さまの一日でも早い生活再建を目指します。

### 2. 居住制限区域（年間 20 ミリシーベルト超）

- (1) 将来的に住民の皆さまが帰還し、コミュニティを再建できる環境を整備するため、除染やインフラ復旧等を計画的に実施します。
- (2) 居住制限区域について、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下であることが確実にあることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行します。

### 3. 帰還困難区域（5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれ（平成 24 年 3 月末時点で年間 50 ミリシーベルト超））

- (1) 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持等について、国として責任を持って対応していきます。なお、この区域は、少なくとも 5 年間は見直しをせず、居住を制限することを原則とし、区域の境界にはバリケードを設置することとしています。
- (2) 帰還困難区域について、将来にわたって居住を制限することを原則とし、少なくとも 5 年間は固定することとしています。

※：避難指示の解除は、線量の状況、除染やインフラ復旧等様々な課題を踏まえ、関係者の方々との協議を経て実施することとしています。

### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 145 ページ「避難指示区域について」

---

出典：復興庁「避難住民説明会等よく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日